

2情法第154号  
令和3年(2021年)1月12日

一般社団・財団法人 代表者 様

長野県総務部情報公開・法務課長

松本市等の感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出したこと等に  
伴うメッセージの周知について(依頼)

日ごろより公益活動の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

現在、レベル4として特別警報を発出している松本圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な松本市について、当面1月21日までの間、感染警戒レベルを5に引き上げ、「特別警報Ⅱ」を発出しました。

同様に、現在、レベル4として特別警報を発出している佐久圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な佐久市、軽井沢町、御代田町について、当面1月24日までの間、感染警戒レベルを5に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出しました。

加えて、上田及び諏訪圏域の感染警戒レベルをレベル4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出しました。

つきましては、レベルの引上げに当たっての県民及び事業者の皆様に対するメッセージを別添のとおり決定しましたので、貴法人の社員、役員、評議員等の皆様に対し周知していただくようお願いいたします。

情報公開・法務課 法務係 (課長) 神事 正實 (担当) 矢野 萌子 電 話 026-235-7057 (直通) ファクシミリ 026-235-7370 電子メール koeki@pref.nagano.lg.jp
--